

令和6年第1回養老町臨時会会議録

令和6年第1回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和6年5月15日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 永年在職議員の表彰について
 - 日程第5 報告第4号 債権放棄の報告について
 - 日程第6 承認第2号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）
 - 日程第7 承認第3号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 日程第8 承認第4号 専決処分の承認について（養老町下水道条例の一部を改正する条例）
 - 日程第9 承認第5号 専決処分の承認について（令和5年度養老町一般会計補正予算（第8号））
 - 日程第10 承認第6号 専決処分の承認について（令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））
 - 日程第11 議案第30号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
 - 日程第12 議案第31号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第13 議案第32号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第14 議案第33号 令和6年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第15 選任第1号 常任委員会委員の選任について
 - 日程第16 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
 - 日程第17 選任第3号 予算特別委員会委員の選任について
 - 日程第18 選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任について
 - 日程第19 選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
 - 日程第20 同意第4号 監査委員の選任同意について
- （追加日程）

- 日程第1 許可第1号 議長の辞職許可について
 日程第2 選挙第1号 議長選挙について
 日程第3 許可第2号 副議長の辞職許可について
 日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一 新議長 北倉 義博

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩 永 義 仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松 永 民 夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部長	川口 智也
総務部総務課長	近藤 晴彦	総務部 企画財政課長	中島 和哉
総務部税務課長	永嶺 早苗	住民福祉部長	近藤 真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤 めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田 勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川 明美	産業建設部長	大倉 修
産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中 修	産業建設部 建設課長	吉村 和人
産業建設部 水道課長	加納 康宏	会計管理者兼 会計課長	若山 実穂
教育委員会 事務局長	中島 恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前 眞理
教育委員会 生涯学習課長	西脇 直樹	消防長	大倉 巧

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

古 川 博 規

消 防 課 長

玉 井 洋 祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

高 橋 正 人

議 会 事 務 局 書 記

國 枝 利 法

(開会時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和6年第1回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ここで、町広報委員と今臨時会の議場内の写真撮影並びに報道機関に限り、傍聴席より議会内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

なお、本臨時会においては上着とネクタイの着用を自由としております。

それでは、ただいまから令和6年第1回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、1番 佐野伸也君、2番 大橋みち子君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、5月9日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

5月9日午前9時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第1回養老町議会臨時会の日程についてであります。

開会は5月15日水曜日午前9時30分、会期は1日とし、議事日程については、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 永年在職議員の表彰、6. 議案の審議(私約交代案件を含む)、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

審議する議案につきましては、債権放棄の報告についてが1件、専決処分承認についてが5件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算等についてが4件、以上10件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第5、債権放棄の報告については、養老町債権管理条例第14条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第6、専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）から日程第14、令和6年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）の計9議案については、それぞれ逐条上程し、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。

以上のとおり決定いたしました。

議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任についてが1件、議会運営委員会委員の選任についてが1件、各特別委員会委員の選任についてが3件、監査委員の選任同意についてが1件、以上計6件であります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は、本日の1日にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の1日と決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年度2月及び3月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、監査委員から辞職願が提出されました。さらに、議会の閉会中に予算特別委員会委員、議会改革特別委員会委員、議会だより編集特別委員会委員から辞任届が議長に提出されましたので、委員会条例第12条第2項に基づき、その辞任を許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、日程第4、永年在職議員の表彰についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、10番 松永民夫君の退場を求めます。

〔10番 松永民夫君 退場〕

○議長（野村永一君） お諮りします。

養老町議会議員褒賞規定第2条に基づき、養老町議会議員として在籍25年以上、常に町政に御尽力されている松永民夫君に対し、本会議の決議をもって、その功労を表彰したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、松永民夫君の功労に対して表彰することに決定しました。

それでは、ただいま議会決議しました松永民夫君に対し、ここで表彰状を授与いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまよりここで表彰状の授与を行います。

〔10番 松永民夫君 入場〕

〔表彰状授与〕

○議長（野村永一君） ここで、松永民夫君から発言を求められておりますので、これを許可します。

○10番（松永民夫君） 御無礼をいたします。

ただいまは在職25年の表彰をいただきました。本当にありがとうございました。

養老町は、食肉基幹市場の建設、また総合福祉施設の再整備等大きな課題を持っております。また、養老町の施設は建設から30年、40年を経過し、経年劣化が非常に進んでおります。改修等、喫緊の課題となっております。財源等も含め大きな課題がございます。二元代表制の下で、議員の職責をしっかりと全うする所存でございます。議員各位はもとより、執行の皆様方の御指導を得ながら、議員の職責をしっかりと果たしていく所存でございます。

本当にありがとうございました。お礼の挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（野村永一君） これで永年在職議員の表彰を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、令和6年第1回養老町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多忙のところ、御参集賜り誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

先ほどは、松永議員におかれましては、25年という大変長きにわたり町政発展に御尽力いただきました。これからも町の発展のために、いろんな角度から御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

まず初めに、先月の24日、民間の有識者グループ「人口戦略会議」が新たな地域別将来推計人口に基づく消滅可能性自治体のリストを公表いたしました。全国で744の市町村、岐阜県内でも養老町を含む16市町村が将来消滅する可能性が高いというふうに公表されております。

養老町といたしましても、前回の同様の指摘を受けて以降、養老町人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生養老町総合戦略を策定し、人口減少への対応や独自の地域づくりに懸命に取り組んでまいりましたが、国の総人口が減少する中で一自治体の努力だけで抜本的な改善を図ることは難しく、人口減になかなか歯止めがかからない状況が続いております。

こうした地方の人口減少や少子高齢化の大きな要因は、東京圏への一極集中、少子化の問題の根幹にあり、国としての対策が非常に重要であると感じておりますが、その上で養老町といたしましても引き続き人口減少対策、少子高齢化、また若い女性の転出、様々な課題に危機感を持って取り組むとともに、一定の人口減少が進む中でも町民の皆様が安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりを実現していきたいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、本年元日に発生しました能登半島地震につきましては、多数の死傷者や住家屋被害が発生し、住民生活に必要なライフラインにおきましても、いまだ甚大な被害が残っております。これにより、現在も多くの皆様が避難生活を余儀なくされております。仮設住宅の建設も進んでおりますが、養老町といたしましても、引き続き対口支援先である中能登町や輪島市をはじめ被災地への支援を継続してまいりたいと考えております。

また、今年度は養老町が昭和29年11月3日に町制を施行してから70周年という節目の年に当たります。これを契機に、養老町制70周年記念事業を本町だけでなく地域住民や関係団体の皆様と共に実施し、町民の皆様と一緒に養老町の魅力を再発見しながら共有する機会をつくることでシビックプライドの醸成を図り、人が集まり、楽しく生きがいのある町を実現していきたいと考えております。

既に、先月13日の土曜日には、最初の事業といたしまして養老警察署や養老地区交通安全協会の皆様と共に、春の全国交通安全運動防災フェアを岐阜県こどもの国で開催させていただきました。多くの皆様に御来場いただくことができました。

また、次の催しとして、今週末には西美濃地域の最後の春祭り、高田まつりが開催される予定となっております。週末の天気予報を見ておると晴れとなっておりますけれども、こうした70周年の記念事業を1年を通して実施していくことで、人と人との結びつきや人と地域の結びつきをもう一度強め、コロナ禍によって危機に瀕した地域コミュニティーをはじめ各分野のつながりを再構築してまいりたいと考えております。

このほかにも、4月の人事異動では職員の新規採用を積極的に行うとともに、人事交流による組織の活性化や未来を担う人材の育成を目的として、国と県にそれぞれ1名ずつ職員を派遣しております。また、管理職におきましても、新たに女性1名の昇格を行い、男女共同参画の推進に向けた取組も継続して行ってまいりたいと考えております。

このような取組を通じまして、令和6年度は本格的に日常を取り戻す年としていき

いと考えておりますので、議員各位におかれましても格別の御協力を切にお願い申し上げます。

本日上程しております議案は、債権放棄の報告が1件、条例の専決処分が3件、補正予算の専決処分が2件、一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算関係諸議案が4件と合わせて10件ございます。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村永一君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第5、報告第4号 債権放棄の報告についてを議題とし、報告を受けます。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第4号 債権放棄の報告についての概要を説明させていただきます。

この債権放棄につきましては、養老町債権管理条例第14条第1項の規定により、水道料金に係る債権放棄の内容を同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

別紙報告書にありますように、水道料金に係る債権放棄の総額は511万265円で、理由といたしましては、消滅時効に係る時効の期間が満了したことにより債権の回収が見込めなくなったことによるものでございます。

以上で、報告第4号 債権放棄の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、養老町債権管理条例第14条第2項の規定による議会への報告でありました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第6、承認第2号から日程第14、議案第33号の9議案は逐条上程後、質疑、討論を経て採決を行います。

まず、日程第6、承認第2号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第2号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）についての説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）が令和6年2月21日に、また地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴いまして、養老町税条例の一部を改正し、令

和6年3月31日に専決処分したものでございます。

詳細につきましては、税務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 永嶺税務課長、自席にて補足説明。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表を御覧ください。

1ページの第33条、第52条及び第118条の2につきましては、町民税及び固定資産税等の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

2ページの附則第2条の5につきましては、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、同災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、所得割の納税義務者の選択により、令和5年中に生じたものとし、令和6年度分の個人町民税においてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例措置を規定するものです。

続きまして、3ページの附則第3条につきましては、地方税法の改正に伴い生じた引用条項のずれを改めるものです。

4ページの附則第4条の5につきましては、令和6年度分の個人町民税の特別税額控除（定額減税）を実施するため、前年の合計所得が1,805万円以下である所得割の納税義務者について、本人及び控除対象配偶者を含めた扶養家族（国外居住者を除く）1人につき、所得割から1万円（個人町民税分6,000円）を控除する規定を新設するものです。

続きまして、附則第4条の6及び第4条の7につきましては、定額減税の実施に伴い、令和6年度分の個人町民税に限り、納税通知書に記載すべき各納期の納付額及び公的年金等の所得に係る個人町民税の額などについて定める規定を新設するものです。

12ページの附則第4条の8につきましては、定額減税の実施に伴い、令和7年度分の個人町民税に限り、前年の合計所得が1,805万円以下である所得割の納税義務者であり、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）につき、所得割から1万円（個人住民税分6,000円）を控除する規定を新設するものです。

続きまして、附則第5条につきましては、条例の条ずれを改めるとともに、特別税額控除（定額減税）の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものになるよう読替規定を追加するものです。

13ページの附則第7条の2につきましては、条例の項ずれを改めるとともに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について規定し、その適用期限を2年延長するも

のです。

続きまして、14ページの附則第7条の3につきましては、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額について、区分所有物件の管理者などから必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくとも減額措置を適用することができることとする規定を新設し、条例の項ずれを改めるものです。

続きまして、16ページの附則第8条、第8条の2、第9条、第10条及び第12条につきましては、土地に係る令和6年度から令和8年度までの間、固定資産税の負担調整措置及び措置年度における下落修正の仕組みを継続することとする法律改正に合わせて改正を行うものです。

続きまして、20ページの附則第13条の3、第13条の4、第14条、第15条、第16条、第18条、第18条の2及び第18条の3につきましては、特別税額控除（定額減税）の対象となる所得割の額について、分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものです。

最後に、議案を御覧ください。

附則第1条につきましては、施行期日を定めるものであり、令和6年4月1日から施行するものです。

また、附則第2条につきましては、今回の改正に伴う固定資産税に関する経過措置を定めるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第7、承認第3号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第3号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴いまして、養老町国民健康保険税条例を一部改正し、同年3月31日に専決処分したものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町国民健康保険税条例新旧対照表1ページを御覧ください。

まず第2条第3項及び第25条第1項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の「22万円」から「24万円」に引き上げるものであります。

2ページを御覧ください。

次に、課税限度額の引上げに伴い、第25条1項第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行の「29万円」から「29万5,000円」に、同項第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行の「53万5,000円」から「54万5,000円」に改めるものであります。

この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

ただし、この条例による改正後の養老町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） ただいま上程されました国保の関係ですけれども、1点目は、限度額の引上げの算定の金額の根拠についてお尋ねします。

2点目は、今回の限度額の引上げによって被保険者への影響世帯や金額の試算について、あれば御答弁いただきたいと思えます。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） ただいまの水谷議員の質問にお答えいたします。

まず算定の根拠になりますが、こちらは令和6年3月30日に施行されました地方税法施行令の一部を改正する政令に基づきまして行われております。

国民健康保険保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げたこと、また5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正したのに関して変更されております。

また、2点目の御質問ですが、後期高齢者支援金等課税額につきまして、対象世帯につきましては56世帯、119万2,000円の増額となる見込みでございます。

軽減措置の対象となる5割軽減の世帯は591世帯、69万7,000円の減額、また2割軽減の世帯につきましては56世帯、12万4,000円の減額となり、影響額としましては37万1,000円の増額となる見込みとなっております。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第8、承認第4号 専決処分の承認について（養老町下水道条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第4号 専決処分の承認について（養老町下水道条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）が令和6年1月4日に

公布され、また国土交通省が定める市町村の標準下水道条例が一部改正されたことによりまして、同年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い、養老町下水道条例の一部を改正し、同年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町下水道条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

まず第7条の2から第7条の4までは、排水設備工事責任技術者の指定の申請等について、営業所ごとの専属から選任とし、排水設備工事責任技術者を兼任している場合は、その兼務状況を提出することとし、同一都道府県における営業所について兼任することを妨げないこととする改正です。

次に、第11条の除害施設の設置等に係る基準では、第5号の六価クロム化合物に係る基準を改正するものです。

この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 今の説明の中で、専属が選任に変わっておりますが、専属が選任に変わるということは、専属していなくても選任ができるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） ただいまの松永議員の質問にお答えさせていただきます。

専属から選任ということですので、選任されるということで、同一都道府県内にある営業所で兼任ができるというものでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 本改正の狙いどころというのは、やはり最近言われる人材不足の解消を目的としたものという理解でよろしいでしょうか。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

やはり人材不足ということが言われておりますので、兼任することでそれを解消するためのものであると解釈しております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 第11条の除害施設の設置などについての六価クロム化合物の関係ですが、水質汚濁防止法の第3条第1項に基づいて定められる一律廃棄基準のうち六価クロム化合物が0.5ミリグラムから0.2ミリグラムに改正されたというふうに、許容限度の改正というふうに認識しているんですが、第11条においてはカドミウム及びその化合物から隣含有量1リットルにつき32ミリグラム未満というふうな内容の許容限度が書いてあるんですが、今回、六価クロム化合物だけの改正というのは何か理由があるのかというのが1点と、全国の自治体においては上乗せ条例を制定して一律排出基準より厳しい上乗せ排出基準を定めている自治体もあるようですが、当町としてのこの件に関する見解について伺いたいと思います。

3点目は、これらの許容の限度に対する公開ですね。それはどのように行われているのか。その3点で御答弁いただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、六価クロムだけ今回改正されたという件につきましては、今般、実験動物等を用いた試験等による新たな知見の蓄積により、六価クロムの人体に対する影響の正確な評価が可能となったことから、この六価クロムに関して強化されたものでございます。

それから、2点目の上乗せ条例ということですが、こちらの条例につきましては除害施設の設置に関する基準に関しましては、国が定める標準下水道条例に基づいて養老町下水道条例について定めておりまして、全部で43項目でございます。

3つ目の公表につきましては、こちらにつきましては公共下水道に接続する際の排出基準に関するものでございまして、特に条例のほうで定められておりますので公表等のほうはございません。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第9、承認第5号 専決処分の承認について（令和5年度養老町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第5号 専決処分の承認について（令和5年度養老町一般会計補正予算（第8号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ257万4,000円を追加し、予算総額を130億2,868万6,000円とするもので、令和6年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

主な補正の内容は、介護保険事業特別会計への繰出金、消防職員費の補正などがございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、消防長に補足説明させますので、十分御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、17目ふるさと応援基金費のふるさと応援基金積立金では、ふるさと納税（一般分）の寄附金総額が10億7,495万1,000円となり、予算額である10億7,568万4,000円を僅かに下回ったため、差額である73万3,000円を積立金から減額いたしました。

款3 民生費、項1 社会福祉費、1目社会福祉総務費の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,224万3,000円の増額に伴い財源更正を行いました。

款9 消防費、項1 消防費、1目常備消防費の消防職員費では、職員手当等について116万7,000円を増額いたしました。

詳細につきましては、10ページの給与費明細書を御覧ください。

一般職について説明させていただきます。

職員手当等の内訳といたしまして、時間外勤務手当として113万2,000円、救急出動手当として3万円、管理職員特別勤務手当として5,000円の増額であります。令和6年1月1日に発生しました能登半島地震に係る緊急消防援助隊の活動費用について増額するものでございます。

戻りまして、8、9ページを御覧ください。

款12公債費、項1公債費、1目元金の町債年次償還元金では、減債基金繰入金1,030万1,000円の減額に伴い財源更正を行いました。

次に、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1,224万3,000円を増額しました。

款17寄附金、項1寄附金、1目総務費寄附金のふるさと納税寄附金（一般分）では、寄附金総額が10億7,495万1,000円となりましたので、予算額との差額73万3,000円を減額しました。

款18繰入金、項1基金繰入金、2目減債基金繰入金では、財源調整として1,030万1,000円を減額いたしました。

款22自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金では、県から交付額の通知がありましたので、新たに款を新設し19万8,000円を計上いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

8、9ページの歳出について、説明させていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費、介護保険事業特別会計繰出金では、介護保険事業の各サービス給付費などの増加により135万3,000円を増額計上いたしました。

項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の子ども家庭総合支援拠点事業では、令和4年度児童虐待・DV対策等総合支援事業について補助金交付額が確定し、超過交付分の返還が生じたため返還金78万7,000円を計上いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 大倉消防長、自席にて補足説明。

○消防長（大倉 巧君） それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

6、7ページの歳入のみでございます。

款15県支出金、項1県負担金、3目消防費県負担金では、能登半島地震に係る1月1日から1月10日までの緊急消防援助隊員14人分の活動に要した経費相当額が令和6年3月21日に確定したため、緊急消防援助隊活動費負担金として116万7,000円を計上し、8、9ページの歳出では、款9消防費、項1消防費、1目常備消防費の消防職員費に同額の財源充当を行いました。

以上で、消防本部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 消防費の関係で、ただいまの説明では14人分のということですが、養老町、能登地震の支援に14人ではないと思うんですが、そのほかの方々への対応はどのようになっておるかをお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、説明。

○総務部長（川口智也君） 石川県に対する災害の支援の派遣でございますが、まず消防のほうは、緊急援助隊で行った分につきましては国から交付金ございましたので、それを財源充当と充てております。

一般職員で行っておる分につきましては、年度内の予算で出のほうは対応できましたので上げておりません。入のほうは、まだ石川県のほうが算定ができておりませんので、そちらができてたら国を通じて入ってくるという予定になっておることでございます。入ってくるのは令和6年度の予定でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 歳入の新型コロナウイルスの臨時交付金ですが、この交付決定はいつされたんですか。3月議会には間に合わなかったのか、どういうふうですかね。

○議長（野村永一君） 中島企画財政課長、答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） 水谷議員の質問のほうにお答えさせていただきます。

交付決定のほうは令和6年3月15日でございます。ちょっと3月の定例会のほうには間に合わなかったということでございます。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 5番 北倉義博君。

○5番（北倉義博君） ただいまの水谷議員と同じ項目であります。

款14国庫支出金、項2国庫補助金の新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金に関して、まずこれトータルで幾らの見込みになっているのか。また、なおこの中に令和6年度に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種があると思いますが、その準備費用は入っているのか。

もし、入っていないのであれば、本年度のコロナワクチン予防接種の時期と、国が負担をしてくれるのか、あるいは個々の負担割合をどのように考えているのか、もし具体的に町民負担があるなら、幾らで接種できるのかの考え方をお尋ねします。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。

まず実績ですけれども、令和5年度のこれは補正分で1,220万3,000円になっておりますけれども、トータル的には、低所得者対策とか給食デザートとか、9つの事業で1億4,418万7,000円という実績でございます。

令和6年度のコロナのワクチン接種の準備費は、この中には入っておりません。

令和6年度の予防接種の時期でございますけれども、昨日も医師会の会長さんと少しお話しさせてもらってございましたけれども、国のほうから具体的に予防接種の時期は示されておりませんが、恐らく秋冬接種になるというふうで、事務方のほうで今進めさせていただいております。

予防接種法のB類疾病のほうに、季節性のインフルエンザと同等のものに位置づけられるということを知っておりますので、対象は65歳以上の方で、60歳以上65歳未満の心臓病とか腎臓とか基礎疾患のある方も対象となるというふうに承っております。

令和6年度につきましては、当初に、昨年末に7,000円程度だというふうに情報が来ましたが、恐らくもっとかかると思いますので、7,000円を超える分の差額ですね、その分は国のほうから補填していただけないというふうに承っております。

また、交付税措置もあると聞いておりますけれども、町民の方の負担が幾らで接種できるかということでございますけれども、ほかの予防接種も大体3割ぐらいを負担していただいておりますので、当初7,000円というお話で進めておりますので、3割の負担で2,100円、端数を切り捨てて2,000円ぐらいということで、今内部では詰めさせていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 5番 北倉義博君。

○5番（北倉義博君） 答弁ありがとうございます。

やはり今の新型コロナは、5類になったとはいえなくなっただけではないし、まだまだ高齢者の方で不安に思ってみえる人もありますので、できるだけ早めに施策を、対応

をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第10、承認第6号 専決処分の承認について（令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第6号 専決処分の承認について（令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,082万6,000円を追加し、予算総額を30億2,629万4,000円とするもので、令和6年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

主な補正の内容につきましては、保険給付費の動向等により内容を精査させていただき、各サービス給付費など所要額を計上しております。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、補足説明をさせていただきます。

保険給付費の居宅介護サービス給付費などにおいて、サービス利用の増加に伴い国保連合会への支払いに不足額が生じたため、該当サービス給付費などを増額し、またその他の介護給付費の不用額を減額するものであります。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1介護サービス給付費、1目居宅介護サービス給付費では、負担金2,392万2,000円を増額しました。

2目地域密着型介護サービス給付費では、負担金611万6,000円を減額しました。

3目施設介護サービス給付費では51万2,000円を増額し、6目居宅介護サービス計画給付費では19万6,000円を増額しました。

項2介護予防サービス給付費、1目介護予防サービス給付費では433万9,000円を増額し、2目地域密着型介護予防サービス給付費では103万2,000円を減額し、4目介護予防住宅改修費では99万4,000円を減額し、5目介護予防サービス計画給付費では14万1,000円を増額しました。

項5高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費では296万9,000円を減額しました。

次に、10、11ページを御覧ください。

項6特定入所者介護サービス費、1目特定入所者介護サービス費では718万2,000円を減額し、2目特定入所者介護予防サービス費では9,000円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

まず款3国庫支出金、項1国庫負担金、1目介護給付費負担金では、給付費の増額により249万8,000円を増額しました。

次に、項2国庫補助金、1目調整交付金では54万円を増額しました。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、1目介護給付費交付金では292万3,000円を増額しました。

次に、款5県支出金、項1県負担金、1目介護給付費負担金では102万1,000円を増額しました。

次に、款7繰入金、項1他会計繰入金、1目介護給付費繰入金では135万3,000円を増額しました。

款8繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として249万1,000円を充てるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第11、議案第30号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第30号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について、御説明させていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第32号の令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）で、管理費の増加に伴い一般会計からの繰入金を638万円増額しております。

養老町立食肉事業センターの管理費につきましては、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を8,424万5,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第30号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

これより暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。よろしく申し上げます。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（野村永一君） 次に、日程第12、議案第31号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第31号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億1,377万2,000円を追加し、予算総額を121億3,677万2,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、斎苑の維持管理費、下水道事業会計汚水負担金などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては、総務部関係はございませんので、7、8ページの歳入について説明をさせていただきます。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額4,603万円を増額いたしました。

次に、4ページを御覧ください。

第2表 地方債補正では、事業内容の変更により斎苑整備事業債を増額し7,330万円といたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私から住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

9、10ページの歳出について御説明申し上げます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費では、総合窓口用発券機の購入経費として220万円を計上いたしました。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、障害福祉サービス報酬改定に対応するためのシステム改修費として48万4,000円を計上いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、4目斎苑費の維持管理費事業では、養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事において、設計監理委託料として342万7,000円を、工事請負費として9,002万3,000円を計上しました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

7、8ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金、社会福祉費補助金では、障害者総合支援事業補助金として24万2,000円を、款21町債、項1町債、3目衛生費、保健衛生債では、養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事の斎苑整備事業債として6,750万円を計上しました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

9、10ページの款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の養老町下水道事業会計農業集落排水事業負担金では、上多度浄化センターにおける設備の緊急修繕が必要となったため、農集下水道事業会計補助金を187万6,000円増額いたしました。

また、4目畜産業費の食肉事業センター特別会計繰出金では、と畜解体後の副産物処理に使用している大動物胃袋洗浄機の更新に係る所要額638万円を増額いたしました。

また、款8土木費、項4都市計画費、3目下水道整備費の養老町下水道事業会計汚水負担金では、中部浄化センターにおける設備の緊急修繕が必要となったため公共下水道事業会計補助金938万2,000円を増額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 戸籍住民基本台帳費の関係ですけれども、1階の発券機ですね、新たに購入されるというような話なんですけれども、単純な発券するだけの機械なのか、それとも何か別の機能を持たせたようなものなのか、どういったものを導入予定なのか、お知らせいただきたいと思います。

あわせて、年間のメンテナンス費用ですね、ランニングコストを想定してあればどのぐらいかかるか、併せてお知らせください。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） ただいまの岩永議員の質問にお答えさせて

いただきます。

発券機につきましては、今故障しております総合窓口用の発券機の後継機器となっております。呼出し機能と発券機能のみとなっております。

ランニングコストにつきましては、現在、発券機用のレシートのほうを使わせていただいておりますが、こちらが1巻き約1,250円、年間で1巻きから2巻きほど発生しておりますが、それ以外に何かしらのランニングコスト等がかかるようなものはございません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今お伺いしていると、すごくシンプルな機械のように聞こえてくるんですけども、この金額220万円ですか、これは妥当なものなんですかね。すごく高いなという印象も受けるんですけど、このぐらいが相場なのか。ちょっとあまり一般的な機械じゃないので、その相場観というのが私には分からないんですけども、こういったものの金額としては、これ妥当なものなのかどうか。見積りの上でどのような考えでこの金額を出したのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） こちらの総合窓口の発券機ですが、当初、平成24年に購入させていただいております。当時、109万7,250円で購入させていただいております。

今回につきましては、発券機1台、操作器4台、表示器3台と、操作器1台、表示器1台が追加となっております。機器につきましては、リースでも検討はいたしましたが、リース上では月額約3万5,600円程度かかります。保証期間7年となっておりますので、妥当なところではないかとは思っております。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 歳入の町債の関係でお尋ねをしたいんですが、当初、補正前は580万円ということで、補正が6,750万円というような大幅な補正になっておるんですが、当初の斎苑の空調の見積りとの関係はどのようにこの経緯でなったのかをお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） ただいまの松永議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初の起債につきましては、火葬炉の修繕に対する起債のほうで計上させていただいております。

今回起債させていただきましたものについては、空調設備のみ増額となっております。
以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 款6農林水産業費の目の畜産業費ですけれども、食肉事業センターの特別会計、先ほどもお話があったように一般会計からのあれですけれども、大動物の内容というのは、その機械の内容をちょっと教えてほしいです。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの御質問について御回答させていただきます。

こちら副産物と申しましたが、胃袋洗浄機ということでございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 先ほどありました戸籍の関係ですが、行政事務を行っていく上で必要な機器だと思えますが、これは1台だけの対応ですが、補助メニューはなかったのかということと、それから町債の関係ですが、これはいつ完納されるのか、それについてお尋ねしたいと思えます。

○議長（野村永一君） 中島企画財政課長、自席にて答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） 水谷議員の2点目の起債の償還の終わりの時期なんですけれども、据置年数3年の償還年数10年ですので、借りてから13年後に払い終わるという予定にしております。以上です。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） ただいまの水谷議員の1つ目の御質問ですが、補助メニューのほうはございませんでした。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第13、議案第32号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第32号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ638万円を追加し、予算総額を1億5,808万円とするものでございます。

補正する主な内容は、歳出におきまして大動物胃袋洗浄機購入のための備品購入費の所要額を、歳入におきましては一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて補足説明。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、8、9ページの歳出について御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費の食肉事業センター管理費では、と畜解体後の副産物処理に使用している大動物胃袋洗浄機について、老朽化による故障が頻繁に起きている上に部品等の製造が終了し、修繕が利かないことが判明し、安定的運営に支障を来すおそれがあることから、機器を更新するため備品購入費638万円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明を申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では638万円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 老朽化した備品、大動物胃袋洗浄機ですか。聞き慣れないものなんですけれども、これの1日の処理数ですね。それと耐用年数、どのぐらいで考えている設定のものなのかというのと、3つ目、以前の老朽化したものは何年ほど利用したものなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 3点、御質問をいただきましたが、まず1点目、1日の処理能力がございしますが、おおむね40頭から50頭というような機器でございします。

2点目の耐用年数でございしますが、機器でございしますので10年程度というふうに言われております。

それから最後、3点目、これまでに設置されておる機器の年数でございしますが、現在使われておりますのは建設当初から導入されたものということでございします。以上でございします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今回の新しい設備を導入というか新設する、更新するわけなんですけれども、こういった機器は、例えば今度養老町が今計画しております、養老町というか県を中心に計画している新食肉施設ですね、こういったところが建設された後にここの設備、新しいものを例えば持って行って使ってくださいみたいなことができるのか、それともその時点でまだ新しいものだけでも廃棄という形になるのか、その辺りの見解、お知らせいただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） こちらにつきましては、今の現時点での使用できるかどうかについては、私どもの見解ではちょっと回答できないということであると思いますが、新しく設置者の方との協議ができて、そういうようなお話があれば、そういったところで検討させていただきたいというふうに思います。以上でございします。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第14、議案第33号 令和6年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第33号 令和6年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出をそれぞれ1,125万8,000円増額し、補正後の収益的収入の予算総額を4億3,155万8,000円、また収益的支出の予算総額を3億8,485万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、7ページ、8ページの収益的支出から御説明させていただきます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、3目公共処理場費では、中部浄化センターにおける造粒調整ユニットの制御盤タッチパネル及び電気室の冷却ファン取替えのため、修繕費を938万2,000円、また4目農集処理場費においても、上多度浄化センターにおけるし査脱水機部品取替えのため修繕費187万6,000円をそれぞれ増額いたしました。

次に、収益的収入について説明をさせていただきます。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、4目他会計補助金では、各修繕費の財源に充てるため公共一般会計補助金を938万2,000円、また農集一般会計補助金を187万6,000円、それぞれ増額いたしました。

以上で、議案第33号 令和6年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開時間は11時10分とします。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○副議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

○副議長（吉田太郎君） ただいま休憩中に、野村永一議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定いたしました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

〔追加議案配付〕

○副議長（吉田太郎君） それでは、追加日程第1、許可第1号 議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、9番 野村永一君の退場を求めます。

〔議長 野村永一君 退場〕

○副議長（吉田太郎君） お諮りします。

本案、議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可については、これを許可することに決定いたしました。

〔9番 野村永一君 入場〕

○副議長（吉田太郎君） ここで、辞職されました野村永一君の御挨拶をお願いいたします。

○9番（野村永一君） 議長辞任の御挨拶をさせていただきます。

議長の大任を仰せつかりまして以来、議会の活性化や町民福祉の向上に、微力ではありましたが全力で務めてまいりました。この間、議員の皆様には温かい御指導と御協力を賜りましたことに改めまして厚く御礼申し上げます。

この1年間、この上ない経験をさせていただきました。今後は、一議員として町民の皆様への期待に応えるように、この経験を生かし、養老町のさらなる発展に精進していく所存でございます。今後とも、御指導御鞭撻を心よりお願い申し上げます。

結びに、川地町長はじめ執行の皆様には心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

簡単ではございますが、ここで退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（吉田太郎君） ありがとうございました。

○副議長（吉田太郎君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠員となりました。

お諮りします。

本日の日程順序を変更し、議長選挙についてを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程順序を変更し、先議することに決定いたしました。

本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

○副議長（吉田太郎君） それでは、追加日程第2、選挙第1号 議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいですか。

〔「投票でお願いします」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） ただいま野村議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（吉田太郎君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西脇康君、清水由美子君を指名します。
それでは、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（吉田太郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 投票用紙の配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（吉田太郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（吉田太郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

西脇康君、清水由美子君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（吉田太郎君） 投票結果を報告します。

投票総数11票、有効投票10票、無効投票1票です。

有効投票のうち、北倉義博君9票、早崎百合子君1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、北倉義博君が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（吉田太郎君） ただいま議長に当選されました北倉義博君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました北倉義博新議長より御挨拶をお願いいたします。

○新議長（北倉義博君） ただいまは議長に選任賜り、誠にありがとうございます。

町民の安心・安全のため、また町のさらなる発展のために、誠心誠意努めてまいり所存でございます。どうか皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

今回は、2度目の重責ではございますが、目指すところは前回と同じ2点であります。

まず1点目は、重要な事項については適切な時期に執行機関より議会に説明を求めたいという点でございます。このことは、我々の重要な職務の一つでありますチェック機

能を果たすと同時に、また二元代表の一翼として町を前進させるために必要不可欠なことであると考えております。よって、行政機関との意思疎通をしっかりとしていきながら、議会としての責任を果たしたいと考えております。

次に、2点目といたしましては、この先1年間は今まで以上に多くの人とお会いする機会が増えると思います。その際には、民意の多数、この民意の多数をしっかりと把握するように努めて、議会の多数とのずれがないようにしていきたいと考えております。我々議員11名には、11通りの考え方があって当然でございます。お互いにそのことをしっかりと踏まえて、その上、しっかりと議論を尽くした上で責任ある議決をお願いしたいと思っております。そうすることが町民の信頼につながり、また町民の期待に応え得る議会になると信じております。

以上の2点ではございますが、最後に、再度皆様方に御協力をお願いを申し上げて挨拶といたします。ありがとうございました。

○副議長（吉田太郎君） ありがとうございます。

それでは、北倉議長、議長席にお着きをお願いします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（北倉義博君） それでは、これより議長の職務に当たらせていただきます。

就任早々ですが、ここで暫時休憩とします。再開時間は11時35分とします。

（午前11時27分 休憩）

（午前11時32分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

○議長（北倉義博君） ただいま休憩中に、吉田太郎副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、副議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○議長（北倉義博君） それでは、追加日程第3、許可第2号 副議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、7番 吉田太郎君の退場を求めます。

〔副議長 吉田太郎君 退場〕

○議長（北倉義博君） お諮りします。

本案、副議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職許可については、これを許可することと決定いたしました。

〔7番 吉田太郎君 入場〕

○議長（北倉義博君） ここで、辞職されました吉田太郎君の御挨拶をお願い申し上げます。

○7番（吉田太郎君） 議員の皆さん、また執行部の皆さん、1年間本当にありがとうございました。

野村議長の下で1年間、副議長という大役をさせていただきました。議長が一生懸命頑張り、我々も補佐するだけでありましたけれども、これからは養老町がよくなるよう一生懸命議員として頑張りますので、ぜひともよろしくお願いします。本当にありがとうございました。

○議長（北倉義博君） ありがとうございました。

○議長（北倉義博君） ただいま副議長辞職の許可により副議長が欠員となりました。
お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、副議長選挙についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

○議長（北倉義博君） それでは、追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔「投票でお願いします」の声あり〕

○議長（北倉義博君） ただいま吉田議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（北倉義博君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に岩永義仁君、早崎百合子君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（北倉義博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（北倉義博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（北倉義博君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

岩永義仁君、早崎百合子君、開票を行いますので開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（北倉義博君） 開票の結果を報告します。

投票総数が11票、有効投票9票、無効投票2票。

有効投票のうち、清水由美子君8票、岩永義仁君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、清水由美子君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（北倉義博君） ただいま副議長に当選され清水由美子君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました清水由美子新副議長より御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（清水由美子君） ただいま副議長に選任いただきました。本当にありがとうございます。

まだまだ経験も浅く未熟者でございます。北倉議長、先輩議員の皆様にご指導をいただ

きながら、1年間務めてまいりたいと思います。住んでよし養老、来てよし養老に向けて、皆様と共に一生懸命取り組みたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（北倉義博君） 副議長の挨拶が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第15、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会委員には、大橋みち子君、清水由美子君、私北倉義博、早崎百合子君、野村永一君、水谷久美子君、以上の6名を指名します。

また、産業建設委員会委員には、佐野伸也君、西脇康君、岩永義仁君、吉田太郎君、松永民夫君、以上の5名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

総務民生委員会は4階北委員会室にて、産業建設委員会は4階南委員会室にてお願いします。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

（午後1時12分 休憩）

（午後1時28分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果についての委員長の報告を求めます。

初めに、総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に総務民生委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私早崎百合子が指名推選により、副委員長は大橋みち子委員が指名推選により選任されました。

私はもとより微力ではございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営の推進を図りながら、人口減少、少子高齢化対策や災害対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりのため、さらなる福祉事業の推進を総括し、当委員会として役割を果たす所存でございます。よろしく御指導御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、産業建設委員会委員長 西脇康君。

○産業建設委員長（西脇 康君） 産業建設委員会報告。

ただいまの休憩中に、委員全員の出席の下に産業建設委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私西脇康が投票により、副委員長には佐野伸也委員が指名推選により選任されました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、委員の皆様のご協力の下、安全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくり、企業誘致の推進のため、都市生活基盤の強化・充実や道路体系の整備に全力で努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願いいたします。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第16、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、大橋みち子君、清水由美子君、岩永義仁君、吉田太郎君、水谷久美子君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第17、選任第3号 予算特別委員会委員の選任について

てを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、予算特別委員会委員には、佐野伸也君、大橋みち子君、西脇康君、清水由美子君、岩永義仁君、吉田太郎君、早崎百合子君、野村永一君、松永民夫君、水谷久美子君、以上10人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、予算特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第18、選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、大橋みち子君、清水由美子君、私北倉義博、吉田太郎君、水谷久美子君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員には、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第19、選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、佐野伸也君、西脇康君、岩永義仁君、早崎百合子君、野村永一君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

（午後 1 時 38 分 休憩）

（午後 2 時 24 分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 吉田太郎君。

○議会運営委員長（吉田太郎君） 議会運営委員会報告をします。

ただいま休憩中に、委員全員出席の下に議会運営委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私吉田太郎が投票により、副委員長には大橋みち子委員を指名推選により選任されました。

私は、自ら浅学非才を顧みまして、責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に誠心誠意努力をいたす所存でございます。よろしく御指導御鞭撻のほうお願い申し上げ、以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に予算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私松永民夫が投票により、副委員長には早崎百合子委員が投票により選任をされました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、一般会計及び各特別会計等の補正予算及び新年度予算の審査を行いたいと思います。

なお、予算審査に当たっては、各事業の進捗状況を十分に把握するとともに、長期的な推移も十分に検討をし、町民目線により効率的かつ効果的な予算編成がなされるよう、年間を通じ慎重な審査を行いたいと思います。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、議会改革特別委員会委員長 清水由美子君。

○議長（清水由美子君） ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私清水由美子が指名推選により、副委員長には吉田太郎委員が指名推選により選任されました。

議会が町の二元代表制の一翼として、町民の皆様の負託に応える町民により身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿や議会改革の流れについてさらに調査・研究を行い、皆様の御協力をいただきながら議会内部から改革を進められるよう鋭意努力する所存でございます。御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、議会だより編集特別委員会委員長 西脇康君。

○議会だより編集特別委員長（西脇 康君） 議会だより編集特別委員会報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員の出席の下に議会だより編集特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私西脇康が投票により、副委員長には佐野伸也委員が投票により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、議会活動が町民の皆様により身近で親しまれるよう、住民目線に立った、読みやすく分かりやすい紙面作りに鋭意努力いたす所存でございます。引き続き御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上、議会だより編集特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 各委員長の報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第20、同意第4号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、9番 野村永一君の退場を求めます。

〔9番 野村永一君 退場〕

○議長（北倉義博君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました同意第4号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

監査委員であられました北倉義博氏の辞任に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、住所、岐阜県養老郡養老町高田409番地、氏名、野村永一氏を後任の監査委員として選任するため、同意を求めるものでございます。

以上で、同意第4号 監査委員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔9番 野村永一君 入場〕

○議長（北倉義博君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第1回養老町議会臨時会を閉会します。

長時間、御苦労さまでした。

（閉会時間 午後2時36分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年5月15日

議 長 野 村 永 一

新議長 北 倉 義 博

副議長 吉 田 太 郎

議 員 佐 野 伸 也

議 員 大 橋 み ち 子